

健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和3年度上川町健全化判断比率及び資金不足比率を下記のとおり公表します。

令和4年10月1日

上川町長 佐藤 芳治

記

1. 健全化判断比率

(単位:%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.00)	— (20.00)	11.2 (25.0)	75.0 (350.0)

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定されませんので、「—」で表示しています。

※ 括弧内の数値は、早期健全化基準数値です。

2. 資金不足比率

(単位:%)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
簡易水道事業会計	—	
公共下水道事業特別会計	—	

※ 資金不足比率については、算定されませんので、「—」で表示しています。